

## 標準処理期間の設定について

佐呂間町農業委員会は農地法第 3 条許可の事務処理について申請書受付から許可までの標準処理期間を以下のように定め、迅速な事務処理による行政サービスの向上に努めています。

根拠法令		標準処理期間
農地法	第 3 条第 1 項（知事許可事案）	30 日
	第 3 条第 1 項（農業委員会許可事案）	30 日